誓　　約　　書

令和 年 月 日

福岡県アジア若者文化交流事業実行委員会委員長　殿

住　　所

氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

私は、福岡県アジア若者文化交流事業実行委員会が福岡県暴力団排除条例に基づき、委託事業その他の委員会の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

　なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴委員会が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　裏面に記載の暴力団排除条項第１項各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記１の暴力団排除条項第１項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第１項各号の解釈について

**(1) 暴力団排除条項第１項第３号及び第４号関係**

　　構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しく

　は構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契

　約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解

　除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

**(2) 暴力団排除条項第１項第８号関係**

　　「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を

　共にするなどの交遊をしていることである。

　　「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の

　会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するよう

　な関係である。

＜契約書記載予定事項（暴力団排除条項）　甲：委員会　乙：事業者＞

　　甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

（２）役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

（３）構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

（４）（１）又は（２）に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

（５）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

（６）暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

（７）役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

（８）役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　第２項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。